

徳島県海岸漂着物対策活動推進員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成21年法律第82号。以下「法」という。）第16条第1項の規定に基づき、徳島県海岸漂着物対策活動推進員（以下「推進員」という。）の設置について、必要な事項を定める。

(委嘱)

第2条 知事は、海岸漂着物対策の推進を図るための活動に熱意と識見を有する者で、次の各号のいずれにも該当する者のうちから推進員を委嘱するものとする。

- (1) 県内に居住又は在勤若しくは在学していること。
- (2) 年齢満18歳以上（ただし、高校生を除く。）であること。
- (3) 次のいずれかに該当すること。

ア 海岸漂着物対策に係る次のいずれかの活動実績が3年以上ある者

- (ア) 海岸漂着物等の回収
- (イ) 海岸漂着物等に関する調査研究
- (ウ) 海岸漂着物の発生抑制等に関する普及啓発や情報発信

イ 推進員の育成を目的として県が主催する講習会に参加した者又は他の推進員から推薦された者であり、同号アの活動実績が1年以上の者

(任期)

第3条 推進員の任期は、委嘱された日から、翌々年度の年度末までとする。
なお、再委嘱を妨げない。

(身分)

第4条 推進員は、ボランティアとして活動を行うものであり、公職としての身分を持つものではない。

(活動)

第5条 推進員は、法第16条第3項に規定する活動を行う。

(活動上の義務)

第6条 推進員は、その活動において知り得た秘密を漏らしてはならない。
委嘱を取り消された後も同様とする。

(委嘱の取消し)

第7条 知事は、推進員が次の各号のいずれかに該当する場合には、委嘱を取り消すことができる。

- (1) 推進員が活動を行うことができなくなったとき。
- (2) 推進員から第8条の規定による報告が2年間ないとき、その他推進員が特段の理由もなく活動を行っていないと認められるとき。
- (3) 推進員から申し出があったとき。
- (4) その他、推進員としてふさわしくない行為があったなど適当でないと認められるとき。

(報告)

第8条 推進員は、年間活動状況について、毎年2月28日までに知事へ報告するものとする。報告期間は、前回の活動報告以降の日から2月1日までとする。

(情報提供等)

第9条 県は、推進員が適切な活動を行うために必要な情報提供等を行うものとする。

(個人情報の取扱い)

第10条 知事は、住民及び各種団体等との連携を図るため、推進員の氏名及び主な活動地域等を記載した推進員名簿を県のホームページ等にて公表するものとする。

2 知事は、市町村長等から求めがあった場合には、海岸漂着物対策等の推進を目的とする場合に限り、本人の了承を得た上で、推進員の氏名、住所、電話番号及びメールアドレスを提供できるものとする。

(庶務)

第11条 推進員に関する庶務は、徳島県生活環境部資源循環課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、推進員の活動に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和５年３月３１日から施行する。

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。